

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例（素案）に係る  
パブリックコメント手続 実施要領

1. 件名

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例（素案）に係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を制定するに当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、条例制定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、国籍、障害の有無等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。

市及び市民等が互いに協力し、多様性を尊重する社会を推進していくことで、互いを理解し、違いや個性を認め合い、個々の人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

4. 条例の素案

別紙（パブリックコメント手続 資料1）のとおり

5. 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見の募集期間

令和4年11月21日(月)から令和4年12月20日(火)まで 【必着】

7. 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

企画政策課（市役所第1庁舎3階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、各福祉会館、各図書館、生涯学習センター、ケアセ

ンター、障害者福祉センター、児童発達支援センター、さつき園、国際理解サポートセンター

(2) 公表場所

市ホームページ

8. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称（5.（2）から（4）までに該当する場合）、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9. その他

(1) 意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

10. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 総合政策部 企画政策課 男女共同参画室

電話 04 (7150) 6064

FAX 04 (7150) 0111

電子メール [danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp)

(別紙様式)

流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例（素案）に対する意見について  
（宛先）流山市長

住 所	
事務所又は事業所 若しくは学校の名称	※ 流山市外に住所を有する方は記入してください。
氏 名	
電 話 番 号	

条	項	意 見

○提出期限 令和4年12月20日（火）【郵送の場合は必着】

○提出方法

- (1) 直接持参 流山市役所第1庁舎3階 企画政策課窓口
- (2) 郵送 〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市役所 総合政策部 企画政策課 男女共同参画室 宛て
- (3) FAX 04-7150-0111
- (4) メールアドレス [danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp)

意見等の公表の際、個人情報である住所・氏名は公表いたしません。